

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

広域活動組織用

（複数集落で構成される活動組織は、
必要に応じて本手引きも参照してください。）

福岡県 農林水産部

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目 次

改正のポイント、手引きの見方	3
多面的機能支払交付金の構成	4
手続の概要	5
広域活動組織の設立、事業計画の作成	
1 広域活動組織の設立のねらい	6
2 広域活動組織の規模及び構成員	7
3 広域協定書（案）の作成	8
4 広域協定運営委員会規則（案）の作成	17
5 事業計画（案）の作成	23
6 活動計画（案）の作成	25
7 工事に関する確認書の締結	47
8 長寿命化整備計画書の作成	48
9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	50
10 設立委員会の開催	51
11 広域協定運営委員会の開催	52
事業計画の認定	53
交付金及び概算払いの申請	55
活動の実施、記録	
1 活動の実施	56
2 活動の記録	57
3 金銭出納簿	66
4 財産管理台帳	74
活動の報告	
1 報告の流れ	78
2 実施経過報告書の作成	84
3 実施状況報告書の作成	87
4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	97
地域資源保全管理構想	98
活動項目番号表	106

令和7年6月改訂のポイント

令和7年6月版の手引きにおいては、主に以下の変更に伴い、記載内容を変更しました。

変更箇所は、「R7変更点」等赤字で明記しています。

- ・制度変更とそれに伴う様式変更
- ・事務負担軽減のための様式変更

併せて、書類作成や活動の実施の参考となるよう、記載例及び留意事項の充実を図っています。

手引きの見方

各項目の内容

- ・各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

参考情報

参考例、○○等の参考情報を記載しています。

注意すべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 以下は活動例

施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



I

広域活動組織の設立、事業計画の作成

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織又は広域活動組織を設立する必要があります。

1 広域活動組織の設立のねらい

- ・ 広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO法人、地域の関係団体等の間で広域協定（ ）を締結し、市町村長の認定を受けた組織です。
- ・ 次ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することが可能です）。

「広域協定」とは

地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

活動組織と広域活動組織の対比

集落毎に活動組織を 設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を 設立する場合
(A集落) 活動組織 (B集落) 活動組織 (C集落) 活動組織 (D集落) 活動組織 申請報告 ↓ 交付金 ↑ 市町村	対象とする区域が200ha以上等 A集落 B集落 C集落 D集落 広域活動組織 申請・報告 ↓ 交付金 ↑ 市町村
A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施 組織の規模によっては、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動等の実施のハードルが高い。	A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減 組織の規模が大きくなることで、単独組織では実施のハードルが高い、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動を進めやすくなる。

(都道府県・市町村向け記述)
都道府県が定める要綱基本方針において、条件不利地域等における規模要件(50ha以上(都府県の場合)又は3集落以上)を別途定める場合は、その旨修正してください。

2 広域活動組織の規模及び構成員

(1) 規模

- 事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては3,000ha以上)を有する場合は対象となります。

(2) 構成員

- 広域協定に参加する者によって構成されます。
- 団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加してください。

農地維持支払交付金

農業者のみで構成される広域活動組織

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

資源向上支払交付金

○ 共同活動

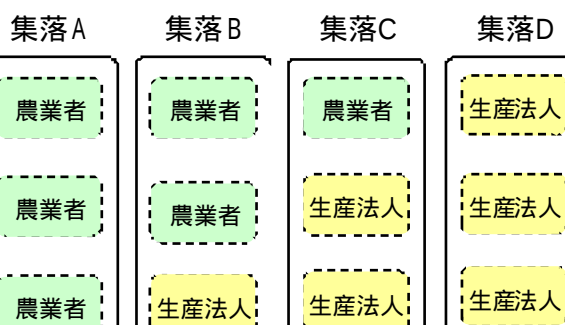
農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

○ 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

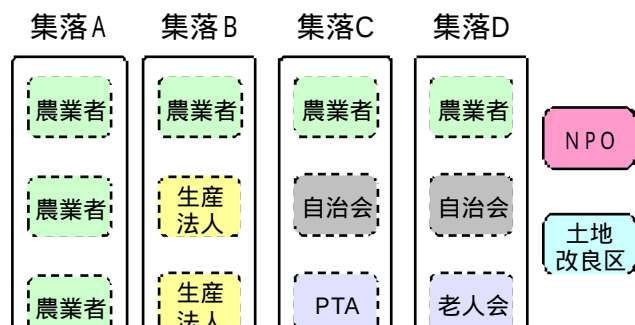
農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例

農業者のみで構成



農業者及びその他の者で構成



3 広域協定書(案)の作成

- ・ 広域協定は、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものです。広域協定では、協定の対象となる区域や活動内容、構成員の役割分担等を定めます。

(別記5 - 1)

別記5 - 1は、協定書の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

市町村長の認定を受けた後に記入します。

○年○月○日認定	○○市長○○○○
----------	----------

○○○○ 広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

(名称)

第2条 この協定は、○○○○広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第4条の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

(続き)

協定の有効期間は、原則、5年間とします。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇市長の認定のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

- (1)農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (3)施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (4)農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (5)多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (6)水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (7)その他の事業
農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
〇〇〇〇を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除してください。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加してください。

(基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1 - 3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」の の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1の の3の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1の の3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1の の3の(2)の1)の機能診断・計画策定」に置き換えてください。

(続き)

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
〇〇集落	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 ・〇〇〇〇〇 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
〇〇集落	
〇〇集落	
〇〇集落	
〇〇土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 ・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 ・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇団体	・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 (農業経営体)	・〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結してください。

- 2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加集落及び団体間の協力)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(続き)

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、○○地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査役 1名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

8 監査役は委員会の会計の監査を行う。

9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体を実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。

3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項中の「市」を「市町村又は土地改良区」に置き換えてください。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市町村長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

附則 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○市町村長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織) A集落

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

代表者 多面 太郎

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a		5,500 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入してください。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a		5,500 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入してください。

		対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
		地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計		
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a		

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	
数量	13.4 km	8.5 km		箇所

集落又は活動組織の代表者の他に、広域活動組織運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載してください。

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員^{注1}

① 農業者の個人又は団体^{注2}

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	〇〇県△△市〇〇	運営委員会委員
2	多面 花子	〇〇県△△市〇〇	
-			

行が足りない場合は追加してください。

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	〇〇県△△市〇〇	
-			

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)^{注3}

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	〇〇自治会・多面 三郎	〇〇県△△市〇〇	
7	〇〇女性会・多面D美	〇〇県△△市〇〇	
-			

4. 構成員人数

	番号	分類		構成員人数・団体数
		個人として参加	団体として参加	
農業者	1	農業者個人		人
	2	農事組合法人		団体
	3	営農組合		団体
	4	その他の農業者団体		団体
農業者以外	5	農業者以外個人		人
	6	自治会		団体
	7	女性会		団体
	8	子供会		団体
	9	土地改良区		団体
	10	JA		団体
	11	学校・PTA		団体
	12	NPO		団体
	13	その他の農業者以外団体		団体

番号欄には、「4. 構成員人数」(左)の分類番号から当てはまる番号を選択して記入してください。

番号別に集計してください。(パソコンで入力する場合、自動で集計されます。)

注1: 番号欄は、「4. 構成員人数」の表の中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養蚕の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

(続き)

(別記5 - 1 別紙)

協定に参加する農業(経営)者(※)向け
※:「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地
において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体

〇〇〇〇 広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇 広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入してください。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入してください。

対象農用地(資源向上支払交付金)									備考
地域資源の質的向上を図る共同活動					施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(続き)

(別記 5 - 1 別紙)

協定に参加する団体向け

各団体における所定の手続を経てから提出してください。

〇〇〇〇 広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

団 体 名 NPO法人〇〇〇
所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇
代 表 者 〇〇 〇〇

当団体については、〇〇〇〇 広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

〇〇〇することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

令和〇年〇月〇日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

4. 構成員人数

計	農業者	農業者以外
	人	15 人

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

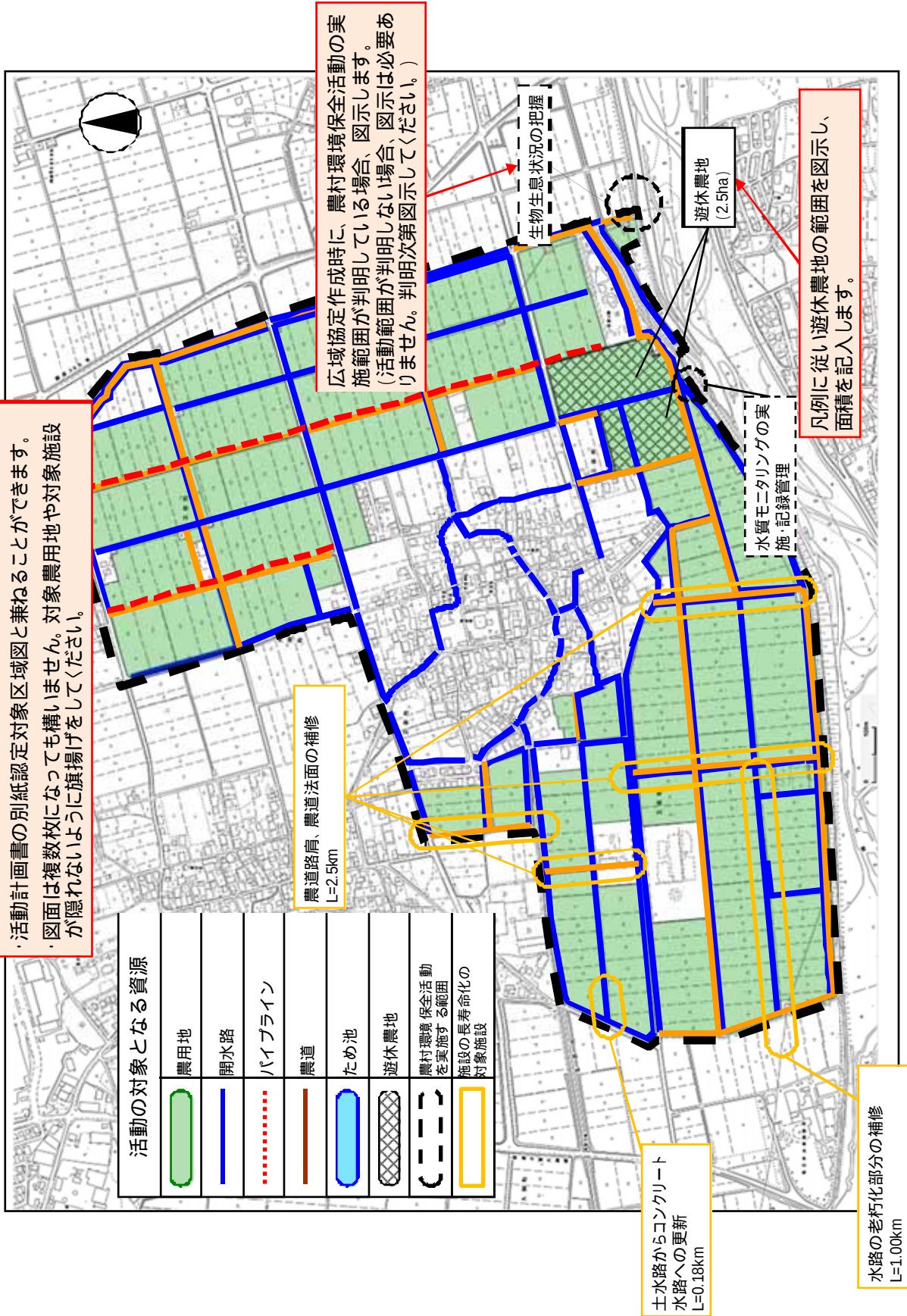
(別紙)

認定対象区域図面

組織名：○○○○○広域協定

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と兼ねることができます。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをしてください。

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設



(別表)

協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

地目 集落	協定農用地			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
A集落	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
〇〇〇	13.4 km	8.5 km	箇所
	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
合計	47.7 km	25.5 km	箇所

4 広域協定運営委員会規則(案)の作成

- ・ 広域協定に基づく広域活動組織には、協定の適切な運営を図るため、運営委員会を設置する必要があります。
- ・ 意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等の協定の運営に必要な事項を定めた運営委員会規則の案を作成します。

別記5 - 2

○年○月○日認定 ○○市長○○○○

別記5 - 2は運営委員会規則の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

市町村の認定を受けた後、記載します。

○○○○広域協定運営委員会規則

年 月 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、○○市○○において締結された「○○○○広域協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「○○○○広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を○○県○○市○○○○に置く。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加してください。

(会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

(続き)

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

第8条の一～五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載してください。

(委員会の権能)

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
- 六 規則の制定及び改廃に関すること。
- 七 その他協定の運営に関する重要な事項。

その他事業に取り組まない場合は削除してください。

(委員会の議決方法等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

2 委員会の議長は、会長がこれを務める。

3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員の解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

(続き)

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の総会に関する規定を加えてください。

第3章 総会

(総会の開催等)

第11条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
 - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

(総会の機能)

第12条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

(実施計画)

第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。

- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(続き)

各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除してください。

(活動の資金とその経理)

第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要な資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

(活動の報告)

第14条 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇市長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 〇〇〇〇広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要する経費は、第19条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

(続き)

(資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第26条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに正に管理するものとする。

(物品の管理)

第28条 本委員会が購入又は借り、に管理するものとする。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第29条の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して委員会に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、○○市長に報告をしなければならない。

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、委員会で議決してください。

(細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和○○年○○月○○日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和○○年○○月○○日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

(続き)

【R7変更点】

・住所欄を削除しました。

・「活動支援班」の班員欄を作成しました。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

(規約別紙)

〇年〇月〇日

農林水産環境保全団体構成員一覧

以下3.の構成員は、農林水産環境保全団体へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1.、2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	環境 花子		

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 花子	〇〇集落	○
書記	多面 次郎	〇〇自治会	○
会計	〇〇 〇〇		
監査役	〇〇 〇〇		

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

【R7変更点】

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
1. 農業者個人	〇〇 〇〇		
2. 農事組合法人	〇〇 〇〇		

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考
5. 農業者以外個人	〇〇 〇〇	

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	備考
6. 自治会	会長 〇〇 〇〇	〇〇自治会
8. 子供会	会長 〇〇 〇〇	〇〇子供会

この線より上に行を挿入してください。

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校PTA	ZOO	その他の農業者以外団体

「備考」欄には、所属する集落や団体名を記載します。

役員が団体に所属する場合は、「備考」欄に3の(3)と同じ団体名を記載します。

「分類」欄には下図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

団体の場合、「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

5 事業計画(案)の作成

- ・ 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書（様式第1 - 2号）を作成します。

（様式第1 - 1号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

本様式に上記様式(様式第1 - 2号)を添付し提出してください。

農林水産省様式

令和7年4月1日

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

様式第1 - 1号、1 - 2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☒ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）
- ※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。
- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1 - 2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

多面的機能発揮促進事業に関する計画

様式第1 - 1号、1 - 2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。
これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

〇〇地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町村と相談し、地域の特徴を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

種類(実施するものに〇を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)	
〇	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
〇	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

活動内容に合わせて「〇」を記入してください。

実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別添1)実施区域位置図のとおり。

(2) 活動の内容等

1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類の別

(例) 活動計画書「地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6 - 1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

6 活動計画(案)の作成

- ・ 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- ・ 活動計画書（様式第1 - 3号）は、都道府県が策定する「要綱基本方針」（ ）に基づいて作成する必要があります。

「要綱基本方針」とは
国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

様式の経過措置等について（令和7年度改正の実施要領附則3）【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

（様式第1 - 3号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	（まるまるちいきしげんぼぜんかい）
組織名	○○地域資源保全会
（ふりがな）	（ためん たろう）
代表者氏名	多面 太郎
（ふりがな）	（まるけんさんかくしまるちょう）
所在地	○○県 市○町○-○-○

地区の概要（共通）

「地区の概要（共通）」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

< 活動の計画 >

☒	1号事業（多面的機能支払）	別紙1
☐	2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
☐	3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

< 施行注意 >

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

地区の概要

1. 活動期間

- 活動期間は、原則、5 年間で。
- 資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（共同）	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（長寿命化）	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないでください。

2. 実施区域内の農用地、施設

- 「実施区域内の農用地、施設」とは、事業計画に位置付けて活動を実施する農用地（認定農用地（ ））及び水路等の施設のことです。

認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

- 管理者が定められた施設（例えば市町村道等）は、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置付けてよいかどうかは市町村に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設

認定農用地面積又は認定農用地面積※1	田	畑	草地	採草放牧地	計	うち解消する遊休農地面積	年当たり交付金額上限
多面支払	4,600a	900a	a		5,500a	25a	
中山間直払	a	a	a	a	a		
取組面積直払※2							

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金を記載するものとする。

- 遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
- 遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

農用地面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細は市町村に確認してください。

農業用施設（多面支払）	水路	農道	ため池
	うち、排水路		
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	8.2 km	4.0 km	7.5 km
	0.3 km	0.3 km	1.5 km

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

- 認定農用地の区域内において、保全管理を行う施設の数量を記入してください。
- 下段欄には、上段の内数として資源向上活動（長寿命化）を実施する施設の数量を記入してください。
- 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も同欄に記入してください。

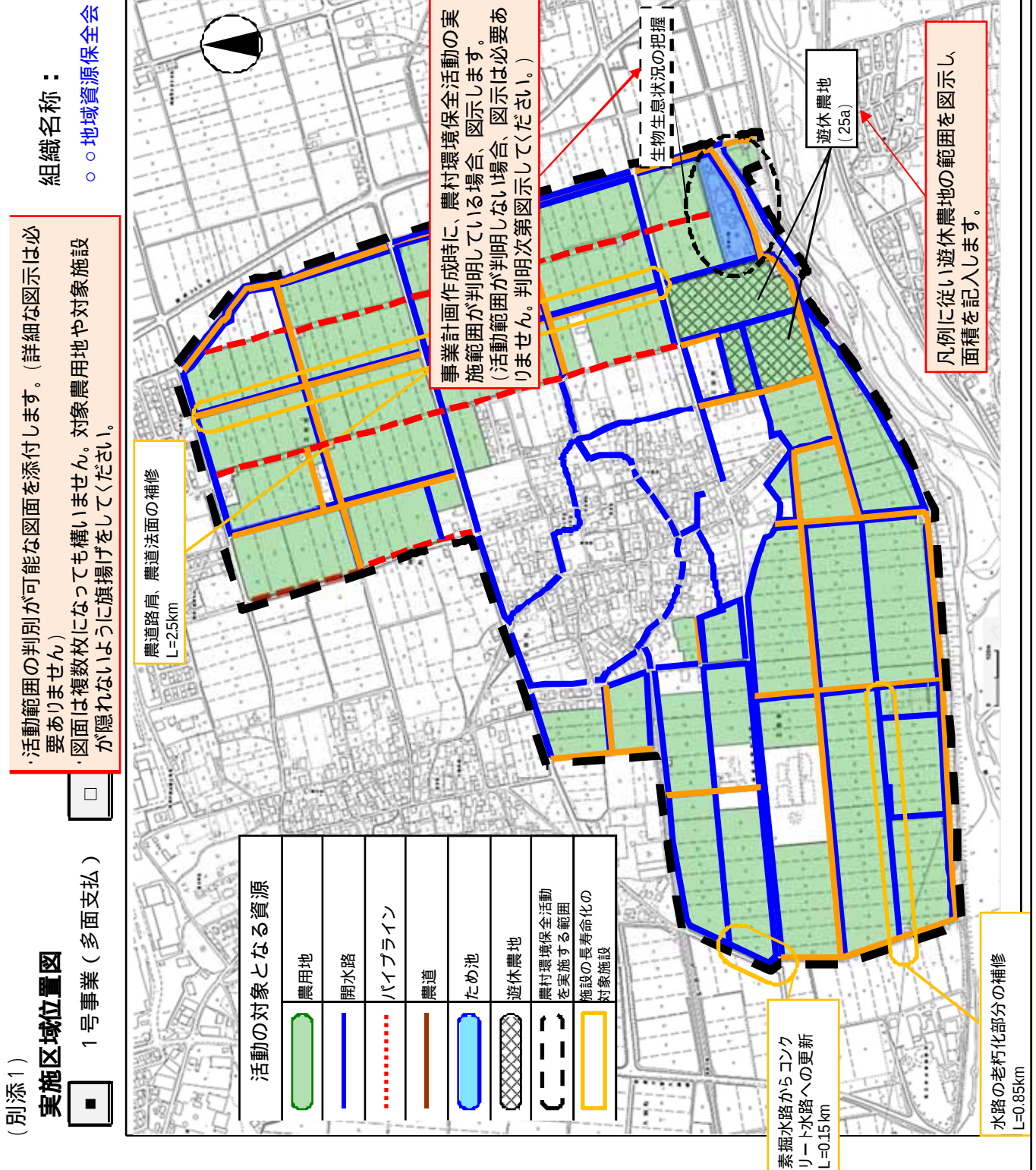
【R7変更点】

本交付金の活動で保全管理されている地域の防災・減災に資する排水路を把握するため、水路のうち排水機能を有する水路（反復利用等が行われる用排兼用水路を含む）の数量を記入してください。

注【R7変更点】「みどり加算」の計画面積を含みます。ただし、現在の認定農用地の範囲内で「みどり加算」の取組面積を拡大するのではなく、認定農用地を現在の範囲より拡大することによって「みどり加算」の取組面積を拡大する計画の場合は、当初の認定申請時には拡大分を認定農用地面積に含めず、認定農用地を拡大する年度に、他の対象農用地等とともに面積を変更し、変更の認定申請を提出してください。

3. 実施区域位置図

- 活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。
- の2.「実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置付けられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



【令和6年次会計実地検査関係指導】

活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能
衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意
使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

管理者が定められた施設の保全管理

法令等に基づいて管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

4. 組織構成員一覧

- 別添2「構成員一覧」を作成します。なお、多面的機能支払のみに取り組む場合は、「広域協定参加同意書」（別記5-1）に代えることができます。

(別添2)

構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業 直接支払		みどり認定	
			分類 番号	機能 記号	分類 番号	機能 記号	分類 番号	機能 記号	認定 年次	申請 年次
代表	多面 太郎		○	1						
副代表	多面 花子		○	1						
	NPOかんきょう		○	12						
	〇〇自治会		○	6						

「別添2 構成員一覧」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記入します。

構成員が団体の場合は、「氏名」欄に代表者名もしくは団体名を記入してください。

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JIA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

「分類番号」欄には左の「多面的機能支払分類番号リスト」から該当する番号を選び、記入してください。

【R7変更点】

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

- 注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
- 注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注3：「農業者」とは、協定に包摂されている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～Cから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と協賛部局との間で調整が図られている場合には、例えば、「農業所得の確保に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確保の承諾に必要事項を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確保に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。
- 注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システムに基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。
- 注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

【R7変更点】

多面的機能支払交付金のみに取り組む場合、住所の記入は不要とした。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

- 認定農用地の区域内における中山間地域等直接支払交付金の協定面積を把握します。
- 重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行います。

また、資源向上支払（共同）に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式) 1号事業(多面的機能支払)

1. 交付金額

- 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
- 交付単価は、取組状況や地域に応じて異なります。詳細は、市町村に確認してください。
- 加算措置については、「4. 加算措置」の項目で整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

広域活動組織は、「○」を記入してください。

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900 a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		1,560,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

[R7変更点]

・交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。
・交付単価は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、該当する条件を選択すると、自動で計算されます。手書きの場合は、次ページに示す方法で算出してください。)

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575 a	1,800 円/10a	823,500円
畑	925 a	1,080 円/10a	99,900円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		923,400円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①のみ該当 (修正なし)	☐	②のみ該当 (単価×0.625)	☐
①②に該当 (単価×0.75)	☒	該当なし (単価×5/6)	☐

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☐

・複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入してください。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,575a	4,400 円/10a	2,013,000円
畑	925a	2,000 円/10a	185,000円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		2,198,000円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ (単価×5/6) ⇒ ☐

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐
集落数×200万円

[R7変更点]

・資源向上支払(長寿命化)の交付単価は、広域活動組織であっても、直営施工を実施しない場合は5/6となりました。

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとなります。

(都道府県向け記述)

・下表は都府県の交付単価です。
・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法 基礎単価

【交付単価】

単位: 円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
			= *5/6	= *0.75	= *0.75*5/6		= *5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑 ¹	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地 ²	250	240	200	180	150	400	333

：事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。

～：資源向上支払交付金(共同)は、の農地維持支払交付金と併せて取り組むことが基本となります。

：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、に5/6を乗じた額を交付単価とする。

：農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、に0.75を乗じた額を交付単価とする。

：資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。

：直営施工を実施しない活動組織にあっては、に5/6を乗じた額を交付単価とする。【R7変更】

1 畑には樹園地を含みます。

2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑:4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計:2,499,800 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画

- ・ 広域活動組織の設立、活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）、**広域活動組織における活動支援班の設置【R7拡充】**を行う場合は、実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化		活動支援班の設立	
実施予定年度	令和	年度	令和	年度	令和	9 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關する法人のことです。

加算措置「広域化・体制強化に対する支援」又は「（活動支援班加算）」を活用する場合は、「4. 加算措置」の様式に整理します。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 ☐ 平地農業地域

地域振興立法の適用 ☐ 振興山村

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払（共同） 資源向上支払（長寿命化）

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（ ）が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

（ ）都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

3. 活動の計画 (1) 農地維持支払

- ・ 農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
- ・ 「1 点検」及び「4～15 各実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目を毎年度実施する必要があります。ただし、「実践活動」の一部の活動項目については、点検結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入

活動区分	活動項目	計画
点検・計画策定	1 点検	○
	2 年度活動計画の策定	○
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上
実践活動	農用地 4 遊休農地発生防止のための保全管理	○
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
	水路 7 水路の草刈り	○
	8 水路の泥上げ	○
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	農道 10 農道の草刈り	○
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施
	ため池 13 ため池の草刈り	○
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等発生時に実施
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		※必ず選択してください。

・「点検」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。

・「1 点検」は、活動計画書に位置付けた全ての農用地、水路、農道、ため池について、毎年度実施する必要があります。

・「1 点検」、「2 年度活動計画の策定」、「4～15 各実践活動」については、毎年度実施する必要があります。

・「3 研修」は全ての対象組織で、事務・組織運営等に関する研修・機械の安全使用に関する研修の両方を、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

【R7変更点】

・これまで実施予定月を記入する様式でしたが、実施有無のみを記入する様式に変更しました。

・実施するものに「○」を記入してください。(次ページ以降も同様)

地域資源保全管理構想の策定に向けて、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」を毎年度実施する必要があります。具体的な内容は、次ページのとおりです。

【R7変更点】

・必須項目等には記入欄横に注意書きを表示しています。パソコンで入力する場合、記入状況に応じて注意書きが消えるよう設定しています。

(次ページ以降も同様)

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」
「9 水路附帯施設の保守管理」
「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」又は「-」と記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。
- ・ 目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）
- ・ それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想（ ）」を取りまとめる必要があります。
- ・ ただし、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

「地域資源保全管理構想」とは

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想として取りまとめるものです。（詳細は、98ページ以降）



地域資源保全管理構想の策定に向けた「地域資源の適切な保全活動のための推進活動」について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- | | |
|--|---|
| ☐ ①中心経営体との役割分担による保全管理 | ☐ ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| ☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | ☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| ☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | ☐ ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|---|
| ☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業 | ☐ ④共同利用施設の保全管理 |
| ☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | ☐ ⑤その他 <input type="text"/> |
| ☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|---|
| ☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | ☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| ☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力 | ☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| ☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | ☐ ⑦その他 <input type="text"/> |
| ☐ ④新たな保全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実施する活動を17～23から1項目以上選んでください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | ☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| ☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | ☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| ☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | ☐ 23. その他 <input type="text"/> |
| ☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | |

4)に示す17～23が「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動内容です。農地維持支払の交付を受ける場合、必ず毎年度実施する必要があります。番号は、106ページ以降に示す活動項目番号表の一連の番号になっています。

3. 活動の計画 (2) 資源向上支払(共同)

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1) 施設の軽微な補修」、「2) 農村環境保全活動」、「3) 多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

1) 施設の軽微な補修

- ・ 「計画策定・機能診断」、「研修」、「実践活動」で構成されます。機能診断及び実践活動は、活動計画書に位置付けた施設に該当する全ての項目を毎年度実施する必要があります。
- ・ ただし、実践活動については、機能診断の結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

2) 農村環境保全活動

- ・ 活動指針に定められたテーマ()を1つ以上選択し、テーマに該当する計画策定及び実践活動を毎年度実施する必要があります。

農村環境保全活動のテーマ

「生態系保全」、「水質保全」、「景観形成・環境生活保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」、「資源循環」

(2) 資源向上支払(共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものに○を記入してください

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○
		25 水路の機能診断	○
		26 農道の機能診断	○
		27 ため池の機能診断	○
		28 年度活動計画の策定	○
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じ
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	○
		38 資源循環計画の策定	○
	実践活動	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	○
		45 植栽等の景観形成活動(景観形成・生活環境保全)	○
	この線より上に行を挿入してください。		
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○

・「機能診断」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。
・「計画策定・機能診断」、「実践活動」は毎年度実施する必要があります。ただし、実践活動については、機能診断結果に基づいて実施します。

「24～27 機能診断」は、活動計画書に位置付けた全ての施設の劣化状況等を早期に発見できるよう、施設等の状況確認を毎年度実施する必要があります。

「29 研修」は、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

・一つ以上のテーマについて、該当する「計画策定」欄と「実践活動」欄を記入してください。
・「実践活動」欄については、106ページの活動項目番号表から実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)
・計画策定、実践活動共に毎年度実施する必要があります。

・資源向上支払(共同)に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。
・「51 啓発・普及活動」は、広報活動、啓発活動に関する活動、地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動が該当します。

3. 活動の計画 (2) 資源向上支払(共同) (続き)

3) 多面的機能の増進を図る活動

- ・ 取組は任意です。取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意) ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	○
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

毎年度実施するものに「○」を記入してください。

[R7変更点]

「58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施」
「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」
が追加となりました。

下の太枠内も記入してください。

「56 農村環境保全の幅広い展開」
「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」
「59 都道府県、市町村が特に認める活動」
を選択した場合は、様式下の太枠内にも記入してください。

- ・ 「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。
- ・ ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではありません。
- ・ 「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口拡大のための、パンフレット等の作成・頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動が該当します。

[R7変更点]

名称を「広報活動・農村関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に変更しました。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加	○	・・・追加する農村環境保全活動	水田貯留・地下水かん養
②「高度な保全活動の実施」		・・・高度な保全活動の活動項目	

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	20 a
冬期湛水	300 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	15 a
江の設置（作満実施）	0 a
江の設置（作満未実施）	0 a

- ・ 「56 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合、のいずれかを選択の上、該当する活動を記入してください。
- ・ の場合、「追加する農村環境保全活動」には、追加で実施するテーマを記入してください。
- ・ の場合、要領別記1-2の第4の4を参照し、実施する活動を記入してください。
(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

[R7変更点]

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、計画面積を入力してください。

3. 活動の計画 (3) 資源向上支払(長寿命化)

- 施設の長寿命化のための活動は、機能診断の結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。
- 工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、都道府県の要綱基本方針に基づき、「長寿命化整備計画書」(様式第1-4号)(48ページ)を作成します。

農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意してください。

㊦ 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。

㊦ 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量	左記が水路の場合、うち排水路延長
施設区分	活動項目	内容	(各単位)	(各単位)
水路	61 水路の補修	水路〇-〇の老朽化部分の目地補修	0.03 km	0.03 km
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km	km
水路	62 水路の更新等	ゲートの更新	0.01 km	km
農道	63 農道の補修	農道〇-〇の路肩及び法面の補修	1.54 km	
ため池	66 ため池(附帯施設)の更新等	ゲートの更新	3.00 箇所	
ため池	66 ため池(附帯施設)の更新等	転落防止柵の設置	1.00 箇所	

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について

全部直営施工又は一部直営施工を実施する

○ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、活動計画書に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4)又は第2の2の(4)に基づき)

・活動計画書に位置付けた農用地及び施設について、機能診断の結果に基づき、5年間の活動期間で計画的に実施する活動を記入してください。
・106ページの活動項目番号表から、実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

[R7変更点]

対象施設ごとの施設単位を統一しました。「水路」「農道」でゲート等を「1箇所」施工する場合は「0.01km」と記入してください。
なお、既に認定を受けている事業計画書(活動計画書)について、これに係る変更の届出は不要です。

施設数量は、「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入してください。

[R7変更点]

排水路には、水路のうち排水機能を有する水路(反復利用等が行われる用排水兼用水路を含む)の数量を記入してください。

直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入してください。

[R7変更点]

選択肢を2つに削減しました。

4. 加算措置

- 資源向上支払（共同）を実施する活動組織において、加算措置を受けようとする場合は、活動計画書の「4. 加算措置」を記入します。

一部加算措置の廃止について【R6 変更】

令和6年度、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

一部加算措置の追加について【R7 拡充】

令和7年度、加算措置のうち「環境負荷低減の取組への支援」（通称：みどり加算）及び「組織の体制強化に対する支援」（通称：活動支援班加算）を創設しました。

詳しくは、42～45ページを参照してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	○ → ()
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	→ ()
環境負荷低減の取組への支援	○ → 別葉（6）へ
組織の体制強化に対する支援	○ → ()
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ ()

【R7 変更点】

- ・わかりやすさのため、加算措置の一覧を設けました。
- ・「環境負荷低減の取組への支援」、「組織の体制強化に対する支援」が追加となりました。

40ページへ

41ページへ

42ページへ

45ページへ

4. 加算措置 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(通称:増進加算)【R1拡充】

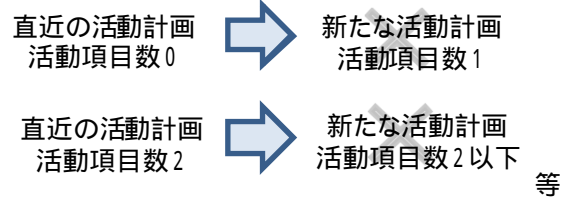
- ・ 組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。
- ・ 新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

加算対象となる例

【加算対象となる例】



【加算対象とならない例】



(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数2つ以上

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用	○	○
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○	
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○	
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

活動計画書の「3. 活動の計画(2)2)多面的機能の増進を図る活動」において、選択した取組に「○」を記入してください。(パソコンで入力する場合は、自動で記入されます。)

活動を継続中の組織は、前年度又は変更前の取組に「○」を記入してください。

・加算を受ける対象農用地面積を記入してください。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。必要に応じて修正してください。)

・対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575a	300 円/10a	137,250円
畑	925a	180 円/10a	16,650円
草地	a	30 円/10a	円
合計	5,500a		153,900円

※対象農用地面積とは、交付となる農用地の面積のことです。切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払(共同)の交付に該当する場合は、本加算措置に減額されます。

【R7変更点】

・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。
・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、46ページに示す方法で算出してください。)

4. 加算措置 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援 (通称:田んぼダム加算)【R3 拡充】

- 「田んぼダム」()に以下の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

< 広域活動組織における加算措置の要件 >

事業計画最終年度までに、集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において田んぼダムに取り組むこと

「田んぼダム」とは

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組のことです。

落水量調整装置の例



(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

★適用条件

- ①資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
(実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 7 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和 8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和 9 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和 10 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和 11 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	22,312a	12,000a	300 円/10a	669,360円	54%

※資源向上支払(共同)の交付単価の算出条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	11,000 a	6,000 a	55%	
B	5,800 a	3,000 a	52%	
C	2,712 a	1,500 a	55%	
D	2,800 a	1,500 a	54%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

市町村が策定する「水田貯留機能強化計画」に基づいて記載してください。

田んぼダム加算に取り組む初年度から、活動組織の対象農用地面積のうち、田面積全体が加算対象面積となります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2) 資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。)

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

面積が一致しているか確認してください。

【R7変更点】

・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。

・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2) 資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、46ページに示す方法で算出してください。)

田んぼダム加算に取り組む場合、

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)1) 農村環境保全活動」のうち、テーマ「水田貯留機能増進・地下水かん養」

又は

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)2) 多面的機能の増進を図る活動」のうち、「55 防災・減災力の強化」

のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田んぼダムに取り組んでください。

4. 加算措置 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算) (R7 拡充)

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う対象取組 (1) について、取組面積 (2) に対し、交付します。

< 加算措置の要件 >

対象取組について、各取組の要件 (次ページ) を満たすこと (毎年度実施)。

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として 5 割以上低減する取組と組み合わせて行うこと (毎年度実施)。

取組ごとに 2 年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

1 対象取組

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、
中干し延期、江の設置等

2 取組面積

交付対象面積は、取組を実施する面積 (畦畔及び法面面積を含めない) です。

- 同一ほ場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は 1 つの取組分のみです。

(別添)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上 (共同) の活動終了年度と同じです。

「作物名」は水稲、麦、豆、いも、野菜、なたね等を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウン選択できます。)

b 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を 5 割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
長期中干し	6 月	～	7 月	水稲	4 月	～	9 月
冬期湛水	12 月	～	2 月	水稲	4 月	～	9 月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※必要に応じて欄を追加してください。

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積を、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・「計画面積」は、取組ごとに、2 年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

c 活動の計画

取組項目	1 年目 計画面積 (畦畔除く)	2 年目 計画面積 (畦畔除く)	3 年目 計画面積 (畦畔除く)	4 年目 計画面積 (畦畔除く)	5 年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1 年目 交付上限額	2 年目 交付上限額	3 年目 交付上限額	4 年目 交付上限額	5 年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 円/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

※ 計画面積は、対象活動別 (同一の対象活動であっても、単価毎) に、a 未満を切り捨てた値を記載すること。

※ 計画面積は、取組ごとに、2 年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※ 資源向上支払 (共同) の活動期間の途中からみどり加算に取り組み場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添 4 「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添 1 「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添 4 は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和 6 年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和 6 年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動 1、みどり加算共通）

- 1 多面的機能の増進を図る活動の
i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

< 取組要件 >

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

栽培する主作物が水稻であること。

稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。

- a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
- b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。

転作田又は湛水可能なほ場であること。

6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。

- a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
- b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

栽培する主作物が水稻であること。

中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

栽培する主作物が水稻であること。

10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。

湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。

湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

魚類保護をする場合は、以下の・の要件を全て満たせばよいものとする。

R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組（みどり加算）

【 5割低減の取組とは 】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減¹する取組です。

1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【 算定の仕方 】

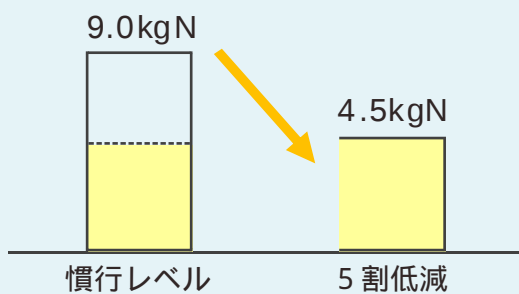
低減割合の比較に用いる慣行レベル²は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

化学肥料

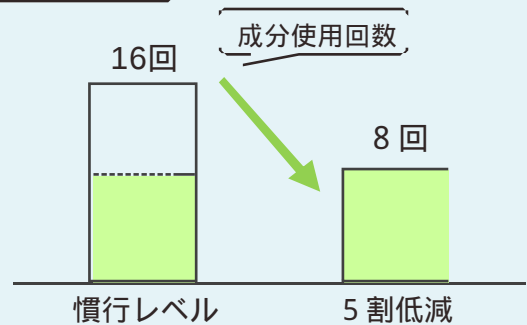


計算の仕方

$$\text{NK化成} \quad 30 \text{ kg} / 10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$$

↑
窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回 × 2成分 = 2
殺菌剤（1成分）	1回 × 1成分 = 1
殺菌剤（2成分）	1回 × 2成分 = 2
除草剤（1成分）	3回 × 1成分 = 3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

4. 加算措置【参考】組織の体制強化に対する支援(通称:活動支援班加算)【R7拡充】

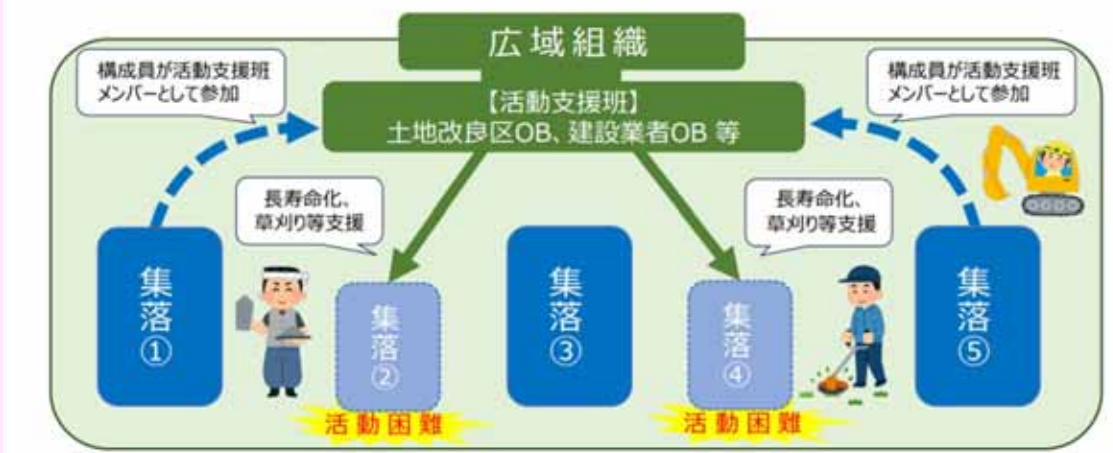
- ・ 広域活動組織を設立し、活動支援班(1)を設置する場合、40万円/広域活動組織を交付します。
- ・ なお、令和6年度までに既に広域活動組織が設立されている場合は支援の対象外(2)です。

1 「活動支援班」とは

広域活動組織において、複数の集落をまたいで共同活動を行う班のことです。
活動支援班は、複数の活動組織の構成員で構成します。

2 ただし、既に設立されている広域活動組織が他の活動組織と統合する等により認定農用地を拡大する場合、拡大前の認定農用地面積が拡大後の認定農用地面積の20%以下であれば、支援を受けることができます。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 9 年度	400,000 円/広域活動組織

広域活動組織の設立及び活動支援班の設置を行う年度を記入してください。交付は記入した年度の1年限りです。

(都道府県向け記述)

・下表は都府県の交付単価です。
・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法 資源向上支払交付金(共同)

【加算単価】

単位: 円/10a

地目	増進加算 詳細は40ページ		田んぼダム加算 詳細は41ページ	
		= *0.75		= *0.75
田	400	300	400	300
畑 ¹	240	180	-	-
草地 ²	40	30	-	-

、：農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、に0.75を乗じた額を加算単価とする。

、：増進加算の適用期間は、加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

、：要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

1 畑には樹園地を含みます。

2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

単位: 円/10a

取組	みどり加算 詳細は43ページ
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等 (作溝実施)	4,000
江の設置等 (作溝未実施)	3,000

：5年間以上実施した農用地は、に0.75を乗じた額を加算単価とする。(実質、令和12年度以降の適用となります。)

【交付額の算出方法】

(1) (増進加算の例) 資源向上支払交付金(共同)の対象農用地面積に、地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田: 5,000.4a、畑: 4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田: 5,000.4a → 5,000a (小数第一位切り捨て)

畑: 4,999.6a → 4,999a (小数第一位切り捨て)

○ 増進加算の交付額の算出

田: $5,000a \times 400 \text{ 円/10a} = 200,000 \text{ 円}$

畑: $4,999a \times 240 \text{ 円/10a} = 119,976 \text{ 円}$

計: 319,976円

(2) (みどり加算の例) 資源向上支払交付金(共同)みどり加算の対象農用地面積(畦畔及び法面面積を含めない)に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度の取組面積(実績)に対して支払われます。

(算定例)

対象農用地面積 長期中干し: 5,000.4a、冬期湛水: 4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

長期中干し: 5,000.4a → 5,000a (小数第一位切り捨て)

冬期湛水 : 4,999.6a → 4,999a (小数第一位切り捨て)

○ みどり加算の交付額の算出

長期中干し: $5,000a \times 800 \text{ 円/10a} = 400,000 \text{ 円}$

冬期湛水 : $4,999a \times 4,000 \text{ 円/10a} = 1,999,600 \text{ 円}$

計: 2,399,600円

7 (該当する場合) 工事に関する確認書の締結

- 土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う場合は、当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」（様式第1 - 5号）を交わし、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

（様式第1 - 5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号 農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）の工に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

土地改良区等との協議内容に応じて、記載してください。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の に定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の に定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会
〇〇県 市〇町〇〇〇
代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区
住 所
理事長 〇〇〇〇

農道の工事について

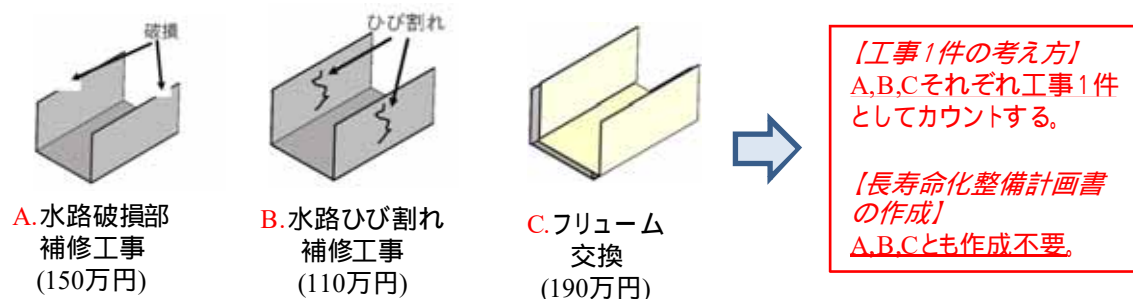
長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したもののについて、活動の対象とします。

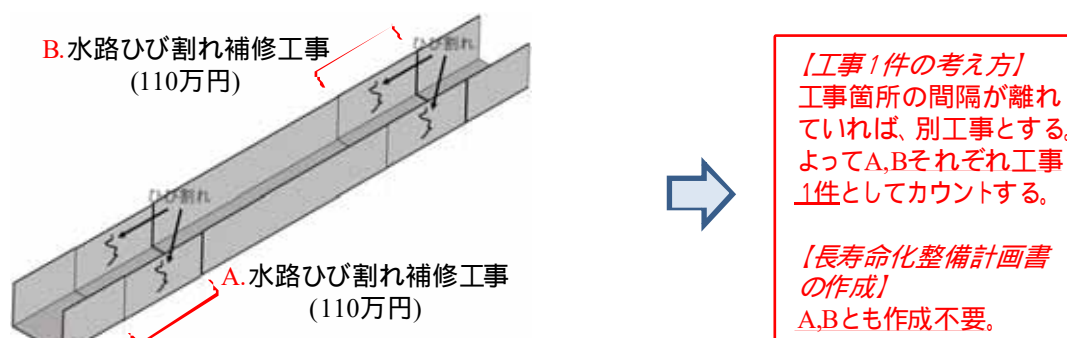
長寿命化に係る工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

パターン 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



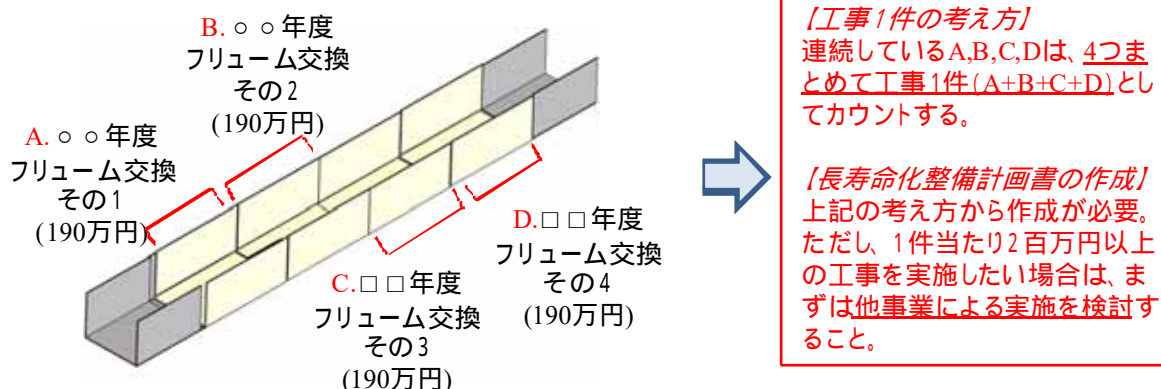
パターン 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)



長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

原則、200万円以上の工事は、他事業による実施を検討すること

パターン 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、事業計画の認定申請時に「申請時(します)」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

令和7年度が活動計画期間の途中である場合は、チェックシートのみを令和7年度中にできるだけ速やかに提出(変更の届出)する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



申請時(します)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日: 令和7年4月

報告時記入日: 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: ○○地域資源保全会

	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
(1) 適正な施肥			
① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☐	☐
② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☐	☐
(2) 適正な除草や害虫駆除等			
③ 多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	☐	☐	☐
④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農業の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐
(3) エネルギーの節減			
⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐
⑥ 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止			
⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☐	☐
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分			
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☐	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止			
⑨ 多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等			
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☐	☐
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☐	☐
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☐	☐	☐
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	☐	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

10 設立委員会の開催

- ・ 設立委員会（設立総会）を開催し、広域協定の締結、広域協定運営委員会の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

参加者の取りまとめ

集落又は活動組織並びに各団体において、広域協定書、広域協定運営委員会規則、活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計し、協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

広域協定の締結

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（8ページ）を参考に作成してください。

- ・ 協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- ・ 協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・ 運営委員会に関すること
- ・ 工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認ください。

- ・ 施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・ 市町村等が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・ その他市町村等が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

広域協定運営委員会の設立

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

11 広域協定運営委員会の開催

- ・ 広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を、広域協定運営委員会規則に基づき、広域協定運営委員会で決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

別記5 - 2 運営委員会規則（例）に示す委員会の開催

委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- ・ 委員数の3分の1以上の要求があったとき。
- ・ 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・ その他代表が必要と認めたとき。

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までの流れ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画にすること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 委員会の招集を行います。招集に当たっては、運営委員会規則で定める日までに（運営委員会規則例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を委員に通知します。
- 3) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した委員の過半数で決します。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決に当たっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会后速やかに、運営委員会規則に定める方法により（運営委員会規則例では、委員会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布する）協定に参加する集落等の構成員全員に確実に周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・ 委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行います。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員で話し合って適切に定めてください。
- ・ 採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・ 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管してください。

II

事業計画の認定

「 組織の設立、事業計画の作成 」のとおりに、事業計画及び活動計画の案を作成し、構成員の合意形成を図ったら、市町村に認定の申請をします。

1 事業計画の認定の申請

- ・ 構成員の合意形成を行った以下の書類を市町村に提出します。その他、市町村における審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。
- ・ 提出期日は、活動を開始しようとする年度の **6月30日まで** () です。
- ・ 市町村における審査後、事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで。

市町村への提出書類 (提出資料は市町村にお問い合わせください)	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
事業計画書 ☐ 様式第1 - 1号 ☐ 様式第1 - 2号 活動計画書 ☐ 様式第1 - 3号 ☐ 別添1 実施区域位置図 ☐ 別添2 構成員一覧 ☐ 別紙1 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート【R7追加】 ☐ 様式第1-11号 広域協定書 広域協定運営委員会規則	 (該当する場合)長寿命化整備計画書 ☐ 様式第1 - 4号 (該当する場合)工事に関する確認書 ☐ 様式第1 - 5号

活性化計画の作成による提出書類の省略【R5拡充】

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第1 - 1号から様式第1 - 5号までを、対象組織が既に市町村に提出しているときは、これらの提出を省略できます。

2 事業計画の変更

- 市町村長から認定を受けた事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて、以下の 又は の手続きが必要です。その際も、事前に構成員の合意形成を行ってください。
- の場合、市町村における審査後、変更した事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

	認定された事業計画の変更の申請	認定された事業計画の変更の届出
変更内容	・保全管理する対象農用地面積の変更 ・保全管理する対象施設の変更 ・対象組織の変更(1) ・活動の追加、中止又は廃止(2) ・活動期間の延長 1 組織をNPO法人化した場合も該当。 2 単価に変更がある場合を含む。	左記以外の変更 (例) ・役員の交代、構成員の変更 ・遊休農地を一部解消した場合 ・保全管理する施設の延長又は路線の増減等 ・環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシートの提出(R7が活動期間途中の組織のみ)、変更
変更の申請又は届出の時期	変更が生じたとき	変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日
提出書類	変更があった事業計画書、活動計画書等	変更があった事業計画書、活動計画書等

長寿命化整備計画書の認定、変更手続について

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、事業計画の変更(対象農用地面積や対象施設の変更等)の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また、以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届出を行います。

☐ 工事1件当たり200万円以上の工事の追加

☐ 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

III

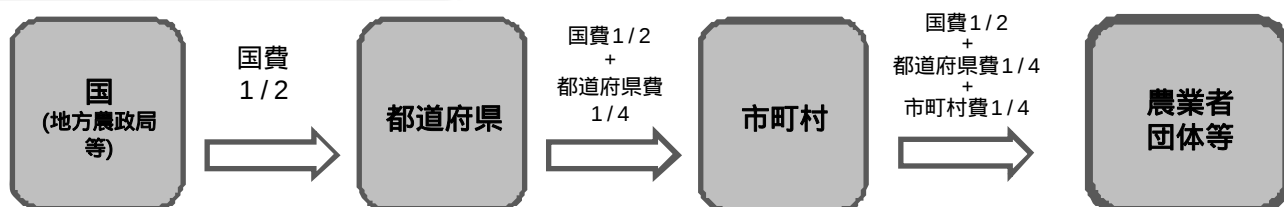
交付金及び概算払いの申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

- ・ 毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



2 概算払いの請求

- ・ 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払い（前払い）を受けようとするときは、概算払い請求書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から概算払い決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、市町村が定める様式を使用してください。